

涌谷町障害者活躍推進計画

機関名	涌谷町役場	
任命権者	涌谷町長	
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）	
涌谷町における障害者雇用に関する課題	<p>涌谷町においては、平成30年において、過去に行った障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、算定の基礎となる職員数の範囲に誤りが見られ、法定雇用率が未達成であったことが判明した。このため、令和元年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行い、令和元年6月1日の通報時点では法定雇用率を達成したが、中途退職により計画終期時点では法定雇用率が未達成となった。</p> <p>法定雇用率を達成するために継続して採用を行うとともに、採用した障害者である職員の活躍のためには、同一の職場に長期に定着するだけでなく、その障害特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取組を進めることが必要である。</p>	
目標		
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.79%</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>	
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>	
取組内容		
1. 障害者の活躍を推進する体制整備		
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として、総務課課長補佐又は総務班長を選任する。（令和2年4月に選任予定）</p> <p>○組織内の人的サポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関である古川公共職業安定所等と連携体制を構築し、関係者間で役割分担や各種相談先に係る情報を共有する。</p>	

(2) 人材面	○厚生労働省障害者雇用対策課等で開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」や各種障害者雇用等に関する講座・研修への受講案内を行い、参加を募る。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○新規採用又は部署異動、その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人材管理	
(1) 職務環境	○新規に採用した障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも過度な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や業務選定などを工夫し、精神障害者等の積極的な採用に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援を受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○短時間勤務制度などの柔軟な勤務時間制度の利用促進を図るとともに、時間単位の年次休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4) キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修・向上研修等の教育訓練を実施する。
(5) その他の人事管理	○年1回の面談を設定するとともに、必要に応じて随時面談を実施しながら、状況把握・体調配慮を行う。 ○障害者からの要望を踏まえ、障害者特性に配慮した職場環境、通勤への配慮など障害者支援に係る取組を進める。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組を進める。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。